

南魚沼市溶融スラグ利用指針

制定 平成26年4月1日

1 趣旨

南魚沼市（以下「市」という。）では、環境への負荷を低減する資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物を減量するため、廃棄物の発生抑制や循環資源の再使用、再利用を促進する様々な施策を展開している。

その施策のひとつとして、環境衛生センター可燃ごみ処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）において、ごみ処理過程で溶融スラグ（以下「スラグ」という。）を製造し、最終処分量の低減に取り組んでいる。

資源循環型のまちづくりを推進するため、この指針を制定し、スラグのより一層の利用を図ろうとするものである。

2 目的

この指針は、市の事務事業において、スラグの利用を促進するために必要な事項を定め資源循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

3 適用範囲

この指針は、市において実施するすべての公共工事に適用する。

4 利用を促進するための取り組み

資源循環型社会の構築を目指すために、以下の取り組みを実施する。

(1) スラグの製造と品質管理

スラグの製造、保管、品質管理及び売払いは適正に行うものとし、市民生活部廃棄物対策課（以下「廃棄物対策課」という。）が担当する。

(2) スラグの有効利用のための調査研究

コンクリート用材料、埋め戻し材及びその他材料について、スラグ入り資材の使用を促進するための調査・研究を進める。

(3) スラグの利用促進

①工事の設計担当者は、「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（平成26年4月1日 南魚沼市）に従い、溶融スラグを利用する。

②上記①の設計の際は、仕様を設計図書に明示する。

③市において事業を発注する部署（以下「事業課」という。）は、市の公共工事におけるスラグの積極的利用の促進を担当する。

5 品質管理等

(1) 規格及び基準

スラグは、次の各号に掲げる利用用途に応じ、当該各号に定める品質を満たすものとする。

①コンクリート用骨材及び道路用材料

次の表に掲げる規格に準じる品質を確保するものとする。

利用用途	関連規格
コンクリート用骨材	日本工業規格 JIS A 5031（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材）

道路用材料	日本工業規格 JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ）
-------	---

②上記以外の用途

ア 安全に係る基準

日本工業規格 JIS A 5032 の 4.2（有害物質の溶出量と含有量）の基準に適合していること。この場合において、有害物質の溶出量及び含有量についての試験方法及び検査は、日本工業規格 JIS k 0058-1（溶出量試験方法）及び 2（含有量試験方法）によること。

イ 特に定める必要がある場合の基準

利用者との協議により特に定める必要のある場合は、試験項目、規格値及び試験方法を定めるものとする。

(2) 品質試験

スラグの品質を確保するため、品質試験を次により行う。

① コンクリート用骨材及び道路用材料の品質試験

コンクリート用骨材及び道路用材料の品質試験は、(1) の表に定める関連規格に基づき、1箇月に1回行うこと。

②上記①以外に使用する場合の品質試験

ア 重金属等の溶出試験及び含有量試験は、1箇月に1回行うこと。

イ 材料試験は1年に1回行うこと。

なお、材料試験の項目は、粒度分布、絶乾密度、吸水率及びその他必要な項目とし、試験項目ごとの規格値及び試験方法は、利用者との協議により定めるものとする。

(3) 試験結果等

①溶出試験、含有量試験及び材料試験に係る各試験結果は、10年間保存するものとする。

市は、試験結果に基づき試験成績書を作成し、売り払い時のスラグ利用者の求めに応じ、これを交付する。

6 報告等

(1) 工事の担当監督員は、工事ごとの再生資源利用計画書・実施書及び再生資源利用促進計画書・実施書を確認し、請負業者に対して必要な指導を行う。

(2) 事業課は、年度末に再生資源利用実施書の内、スラグ入り製品利用量についてとりまとめ、廃棄物対策課に報告する。

(3) 廃棄物対策課は、スラグの製造量、売り払い量、使用量について取りまとめる。

7 責務

(1) 廃棄物対策課

廃棄物対策課は、スラグを安定かつ安全に供給できるよう、溶融施設の運転管理を適正に行い、スラグの品質保持に努めるとともに、スラグを使用した製品等への利用に関し、当該スラグに起因すると推定される問題が生じた場合には、当該問題に誠意をもって対応するとともに、原因究明及び解決に努めるものとする。

(2) スラグ入り製品の製造者

スラグを使用して作られた製品については、その製品を製造したものが、責任を持つものとする。

8 スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄処分における取扱い

建設資材として利用されたスラグが再利用又は廃棄処分する建設副産物に該当する場合は、「溶融スラグの建設副産物・再生資源及び廃棄物における取扱基準」（平成 26 年 4 月 1 日 南魚沼市）に基づいて適正に取り扱うものとする。

9 指針の変更等

本指針は、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（平成 19 年 9 月 28 日付け環
廃対発第 070928001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）に基づくものとし、今後、国
等において本指針に関連する基準等の制定又は改廃があった場合は、速やかに本指針の見直しを行う。

附 則

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。